

沖縄県「石油価格調整税」の更新

平成24年3月7日に沖縄県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付で同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 石油価格調整税の更新の理由

沖縄県においては復帰以来、離島地域における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図るために、石油価格調整税の収入を主たる財源として、石油製品輸送等補助事業により離島地域への石油製品の輸送費補助を実施してきたところである。

現行の石油価格調整税条例は、平成24年3月31日をもって失効するが、離島地域における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図るための施策は今後とも実施していく必要があり、その財政需要に充てるため、石油価格調整税を更新するものである。

2. 石油価格調整税の概要

課税団体	沖縄県
税目名	石油価格調整税（法定外普通税）
課税客体	元売業者の揮発油の販売
課税標準	揮発油の販売数量から欠減量を控除した数量
納税義務者	元売業者
税率	1キロリットル当たり1,500円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）980百万円
非課税事項	（課税免除） （1）揮発油の販売で輸出として行われるもの （2）揮発油の販売で県外移出として行われるもの （3）揮発油の販売で石油化学製品の製造のための用途に消費するためのものとして行われるもの （4）既に石油価格調整税を課された揮発油の販売
徴税費用見込額	（平年度）1百万円
課税を行う期間	3年間（平成24年4月1日～平成27年3月31日）

担当：自治税務局企画課
黒川（23514） 対馬（23516）
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659